

●香川県告示第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和2年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 令和2年1月22日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字間方甲2029番2の一部、甲2029番3の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.01メートル
延長 83.50メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。